

QUESTION

〇〇 |



「コンプライアンス」って「法令順守」のことですよ
ね。だから、法令さえ守ってればいいんですよ。



コンプライアンスとは、法令さえ順守してればいい
のかな？

次のうち正しいのはどちらでしょうか？

A. 法令を順守していれば OK

B. それだけでは不十分

POINT

コンプライアンスという言葉は、もともと法令順守を意味していま
した。しかし現在では、コンプライアンスは法令順守のみならず、
企業の行動憲章・諸規程や社会のルール、慣習などの社会規範まで
をも含めたものの順守を意味すると理解されています。法律違反だ
けでなく、社会の常識に反する行為であれば、「コンプライアンス違
反」ととらえられます。

ANSWER

B

QUESTION

003



最近、「コンプライアンス」って言葉をよく聞きますよね。



そうだね。いろんな場面で聞くようになったね。



各社でコンプライアンスが重視されているんですね。

会社がコンプライアンスを重視するのは、どうしてでしょうか？

A. 企業の価値を高めるため

B. マスコミからバッシングを受けないため

POINT

コンプライアンスに注目が集まったのは、企業不祥事に対するマスメディア、消費者、投資家などの強烈な批判が大きなきっかけでした。しかし、その真の背景には、リスクの統制を充実することによって、健全で効率的な企業経営を実現して企業価値を高めるという考え方が国際的に広がったことがあげられます。コンプライアンスは、企業の価値を高め、企業とそこで働く個人や家族を守るためのものなのです。

ANSWER

A

QUESTION

004

コンプライアンス違反をした場合の責任について、正しいのはどちらでしょうか？

- A. 刑事責任も民事責任も会社が負う
- B. 刑事責任も民事責任も個人が負う。同時に、会社が負うこともある



POINT

違法行為をした個人が刑事罰を受け、また関係者からの損害賠償請求や会社からの懲戒処分を受けるのは当然ですが、加えて、会社も、刑事罰（両罰規定）や営業停止等の行政上の処分のみならず、使用者責任等にもとづいて損害賠償請求を受けることがあります。

ANSWER

B

QUESTION

061



同じ会社の隣の部の人に個人データを提供する場合は「第三者への提供」にはならないですね。

次のうち正しいのはどちらでしょうか？

A. ならない

B. なる



POINT

同一事業者内で他部門へ個人データを提供することは、第三者提供とはなりません。ただし、他部門での利用が利用目的による制限に違反することのないよう注意してください。ちなみに、親子兄弟その他グループ会社間、フランチャイズ組織の本部と加盟店との間等の個人データの提供は、委託や共同利用等に該当しない限り、第三者提供に該当することになります。

ANSWER

A

QUESTION

062



名刺ファイルがいっぱいになっちゃった。僕も頑張っている証拠だ。



えらい、えらい。ところで、個人情報保護対策はバッチリだよな!?



名刺の管理はしっかりやっています。あ…でも…利用目的の通知はしてないや。

取得した名刺について、名刺をもらった人に対して利用目的を通知する必要があるでしょうか？

A. ある

B. 通常はない

POINT

個人情報保護法により、個人情報取扱事業者は、書面に記載された個人情報を直接本人から取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならないのが原則です。ただし、取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合には、例外となります。したがって、営業活動等の過程で、今後の連絡のために名刺を取得したことが明らか場合は、名刺をいただいた人に対する利用目的の明示は不要となります。

ANSWER

B

QUESTION

063



昨日、会社に取引先と名乗る人から「急ぎなのですが、博士個人の携帯電話の番号を教えてください」との電話がありました。



もしかして教えたの？



お急ぎのようだったから教えましたよ。いけませんでしたか？

従業員の個人情報を第三者に教えてもよいのでしょうか？

A. 教えては駄目

B. 急ぎの用だったから問題ない

POINT

近年、取引先や友人、家族などを名乗り、関係者から不正に個人情報取得する事件も多発しています。個人情報の流出やそれにとまなう悪用を防止するためにも、第三者への提供について、一人ひとりがその重要性を認識し、正しく行動する必要があります。

お客様の個人情報はもちろん、従業員の住所、電話番号などの情報も個人情報に該当します。したがって、博士個人の携帯電話の番号を本人の確認をとらずに教えては駄目です。人の生命・身体・財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合等は例外ですが、このケースでは、単に「急ぎの用」というだけで教えてしまっていますので、問題です。

ANSWER

A